

医療法人徳洲会 名瀬徳洲会介護センター

介護職員初任者研修 学則

1. 事業者の名称、所在地及び連絡先

名称 医療法人徳洲会 名瀬徳洲会介護センター
所在地 郵便番号 894-0061
鹿児島県奄美市名瀬朝日町18-1
連絡先 TEL 0997-57-6326 FAX 0997-57-6164

2. 研修の名称

名瀬徳洲会介護センター介護職員初任者研修

3. 研修課程及び形式

介護職員初任者研修課程（通信形式）

4. 開講の目的

この研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象に
専門的な知識・技術を修得するための機会を提供し、人材育成と地域貢献
を目的とする

5. 研修責任者の氏名、研修担当部署、研修担当者及び連絡先

研修責任者 下町 勝幸
研修担当部署 名瀬徳洲会介護センター
研修担当者及び連絡先
下町 勝幸
電話 0997-57-6326 FAX 0997-57-6164

6. 募集人数及び受講対象者

名瀬会場 募集人数 15名

受講対象者は次のすべてに該当する者とする

(1) 通学可能な者

(2) 介護職員初任者研修の資格取得を希望する者

7. 募集方法（募集開始時期、受講決定方法を含む）、受講手続き及び本人確認方法

募集開始時期

名瀬会場 7月20日

受講決定方法 先着順

受講手続き 弊社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む
ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する

本人確認方法 受講申込受付時または初回講義時までに、本人の公的証明書の提示により確認をし、コピーしたものを弊社にて保管する。なお、本人確認を行う趣旨であるため公的証明書の住所と現住所が一致しない場合があっても構わない

公的証明書

・運転免許証 ・健康保険証 ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し
(発行後6ヵ月以内) ・住民基本台帳カード ・パスポート
在留カード ・国家資格等の免許証及び登録証 ・年金手帳

8. 受講料、テキスト代その他必要な経費

研修参加費用は次のとおりとする。ただし、下記に掲げる当法人の病院（事業所）に就職（現職員も含む）し、1年以上勤務した者については、受講料の全額をキャッシュバックする

当法人の病院（事業所）

医療法人徳洲会 喜界徳洲会病院

下記に掲げる当法人の病院（事業所）の職員は受講料を無料とする

医療法人徳洲会 名瀬徳洲会病院

医療法人徳洲会 名瀬徳洲会介護センター

受講料 53,000円 （テキスト代 7,124円 消費税含む）

高校に在学中の方は 48,000円（テキスト代 7,124円 消費税含む）

9. 研修カリキュラム及び総合生活支援技術演習計画書

研修カリキュラム（別添様式4）・総合生活支援技術演習計画書（参考様式3）のとお
りとする。

10. 通信形式の実施方法

（1）学習方法

自宅学習課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に
達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める

（2）評価方法

自宅学習課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応
じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行い、70点以上を合格とする
（A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満）

（3）個別学習への対応方法

受講生の質問については、

TEL0997（57）6326（名瀬徳洲会病院 地域医療連携室内）

FAX0997（57）6164

により受付け、必要に応じて担当講師に照会する

11. 研修会場

名瀬会場

医療法人徳洲会 名瀬徳洲会病院 2階会議室

郵便番号 894-0061

鹿児島県奄美市名瀬朝日町28-1

1 2. 使用テキスト

テキスト名 介護職員初任者研修テキスト
出版社名 長寿社会開発センター

1 3. 修了認定について

修了の認定は、カリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して行う

(1) 演習（実技評価）評価について

「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」に関する実技試験を実施し評価する

評価基準（チェック項目）

A=5つ以上、B=3つ以上、C=3つ未満B以上を合格とし、Cは不合格とする

不合格の場合はCの項目を再指導し再評価する

(2) 修了評価について

修了評価は筆記試験で行い、担当講師がその評価を行う

評価基準（40問 100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満
理解度の高い順にABCDの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講を行い、基準に達するまで再評価を行う

1 4. 欠席者の取り扱い及び補講、遅刻について

理由の如何にかかわらず、少しでも遅刻した場合は欠席とする。また、やむをえず欠席する場合には必ず研修開始前に電話などにより届け出ることとする

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、研修期間内での補講（振替受講）を行うことにより当該科目に出席したものとみなす。

補講を受けることができる上限は14時間までとし、指定する日程での補講が困難な場合は、レポート提出等の方法で補講を実施する。

※全課程修了までの期間は原則として8ヶ月以内

15. 科目免除の取扱いとその手続き方法

科目免除は特に設けない

16. 解約条件及び返金の有無

開講前の場合、執行済み経費を除き返金するが、研修開講以後の解約については返金できないこととする

17. 情報開示の方法

下記のホームページにて情報開示を行う

<http://www.nazetokushukai.jp/guide/pg917.html>

18. 受講者の個人情報の取扱い

運営上知り得た、受講生に関する個人情報は適切に取扱い、その秘密保持については、十分注意をはかり、厳正に管理を行う
尚、修了者は鹿児島県の管理する修了者名簿に記載される。

19. 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う事が出来る

20. その他

この研修の最小催行人数は6名とし、それ以下の場合は中止とする。この場合の受講料は、全額返済する。

21. 施行細則

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合には、当事業所がこれを定めるこの学則は介護職員初任者研修の期間中適用する。

附則

この学則は平成27年 7月 1日から施行する

この学則は平成27年10月 1日から施行する

この学則は平成28年 1月 4日から施行する

この学則は平成28年 4月20日から施行する

この学則は平成28年10月20日から施行する

この学則は平成28年11月21日から施行する

この学則は平成29年 3月 8日から施行する

この学則は平成 29 年 8 月 7 日から施行する
この学則は平成 29 年 12 月 1 日から施行する
この学則は平成 30 年 5 月 1 日から施行する
この学則は平成 30 年 5 月 10 日から施行する
この学則は平成 30 年 9 月 10 日から施行する
この学則は平成 30 年 11 月 1 日から施行する
この学則は平成 31 年 1 月 4 日から施行する
この学則は令和 1 年 6 月 17 日から施行する
この学則は令和 2 年 1 月 4 日から施行する
この学則は令和 2 年 7 月 20 日から施行する
この学則は令和 3 年 3 月 15 日から施行する
この学則は令和 3 年 7 月 4 日から施行する
この学則は令和 3 年 11 月 1 日から施行する
この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する
この学則は令和 4 年 7 月 4 日から施行する
この学則は令和 4 年 12 月 15 日から施行する
この学則は令和 5 年 5 月 1 日から施行する
この学則は令和 5 年 12 月 1 日から施行する
この学則は令和 6 年 12 月 1 日から施行する
この学則は令和 7 年 3 月 20 日から施行する
この学則は令和 8 年 7 月 20 日から施行する